

赤い羽根共同募金について説明していただく際の留意点

…こんな質問があったら…

赤い羽根Q&A

共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金運動は、県内の福祉団体や福祉施設等からの要望による「助成計画」をもとにした「募金目標額」を設けて寄付者の協力を呼びかけるしくみになっています。寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。目標額は県内の福祉団体等が活動するうえで必要な金額（助成要望額）を積み上げた額で、いいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いします。

善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。

共同募金は地域でどのように使われているのですか？

共同募金は、高齢・貧困・障がい・子育て・引きこもりなどさまざまな社会課題や地域課題を解決するための活動に使われます。例えば、通院や買い物に行けない高齢者の支援、子どもたちだけでご飯を食べる「孤食」や満足なご飯すら毎日食べられない貧困家庭へ子ども食堂を通じた食と居場所づくりの支援、障がい者が地域の人たちと親睦を深める交流会の開催、子育てで孤立してしまいがちな親子の居場所づくりなどの支援を行っています。また、大規模災害に備えて、募金の一部を「災害等準備金」として積み立て、災害が起きた際には被災地の住民を支援するボランティア活動やボランティアセンターの運営に活用されます。最近では、コロナ禍で生活が困窮した世帯への食糧品や生活用品の支援も行っています。

共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資材、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金（大規模災害に備えた積み立て）を除いては全て福祉団体等への助成金として活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。

ご不明な点については、茨城県共同募金会またはお住いの市町村の共同募金委員会へお問合せください。
※共同募金委員会は、各市町村社会福祉協議会に設置されています。



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
TEL 029-241-1037 E-mail: iba-cc@atlas.plala.or.jp



赤い羽根共同募金にご協力いただく募金ボランティアの皆さまへ

毎年、赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございます。

共同募金は、公的な福祉制度だけでは対応できない生活課題や社会課題を解決する“地域の福祉活動”に皆さまの善意を届けています。

そして地域の皆さまとともに、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり、コロナ禍でも支え合いつながり続けるまちづくりを目指して、地域福祉の推進に努めてまいります。

今年も10月1日より共同募金運動が始まります。コロナ状況下においても活動にご協力いただく募金ボランティアの皆さまに、あらためて心から感謝申し上げます。

この手引書には、共同募金の歴史や使いみちなど共同募金に関する基本的な事項や、今年の募金運動の目標額などをまとめました。皆さまにご協力いただく際の参考資料としてご活用ください。

赤い羽根共同募金

社会福祉法人茨城県共同募金会  AKAIHANE IBARAKI

募金活動を行う際のお願い



コロナ禍での募金活動に当たっては、体温計測による健康管理、手洗い・消毒、マスク着用や対人距離を保つことを常に心がけるなど感染防止に努めていただくようお願いします。

赤い羽根共同募金のしくみ



令和4年度 茨城県の募金目標額

5億3,766万6,000円

茨城県の募金運動は、今年75回目になるんだよ。



共同募金運動の歴史

共同募金運動は、第二次世界大戦後の1947年(昭和22年)に、敗戦による社会的・経済的混乱の中、戦争で家族をなくした子どもたちや戦争の打撃を受けた福祉施設などを支えるために、「国民たすけあい運動」として取り組みが始まりました(茨城県のスタートは昭和23年)。施設の大半が致命的な損害を受ける中、共同募金は施設整備などの復旧に大きな役割を果たしました。その後、1951年(昭和26年)に社会福祉事業法(現在の社会福祉法)が制定され、「共同募金」が法律に基づく事業となりました。現在は、さまざまな地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として、多様な地域福祉活動を支援する募金となっています。

共同募金の使いみち

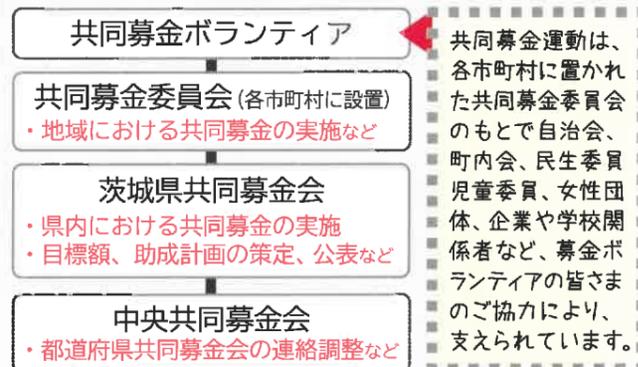
皆さまから寄せられた募金の約7割は、皆さまがお住いの市町村の社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体、町内会などが行う高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する活動のために使われています。残りの約3割は、県全体の福祉課題を解決するための活動のほか、募金の一部が「災害等準備金」として積み立てられ、災害時にいち早く使えるお金として、被災地を支えています。



大きな災害が起こった時にも共同募金が役立っています。

共同募金はどこが行っているの?

共同募金活動は、すべての都道府県で行われるもので、その実施主体は各都道府県に設置された社会福祉法人共同募金会です。また、各都道府県共同募金会の内部組織として、各市町村に共同募金委員会が置かれています。共同募金会では、募金の実施や寄付金の管理をはじめ、助成に関すること、災害時の対応、広報等の活動を行っています。なお、47都道府県共同募金会の連絡調整のための機関として、中央共同募金会が組織されています。



募金運動の展開(10月~3月)

共同募金は、社会福祉法(第112条)で定められた募金運動で、厚生労働大臣の告示によって、毎年決められた期間(10月1日から3月31日まで)全国一斉に実施されます。

- 一般募金(赤い羽根募金)運動 10/1~12/31
- NHK歳末たすけあい運動 12/1~12/25
- 歳末たすけあい募金運動 12/1~12/31
- テーマ型募金運動 1/1~3/31

さまざまな方法で募金は集められています

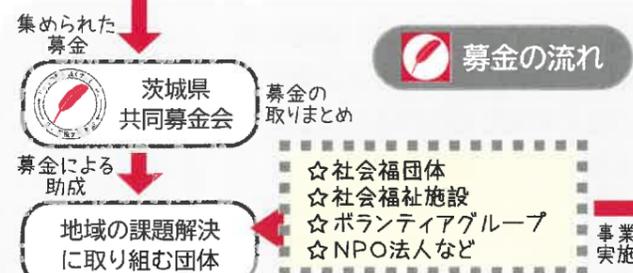
- 各家庭を訪問して...戸別募金
- 駅前や店頭などで...街頭募金
- 企業を訪問して...法人募金
- 学校で...学校募金
- 職場で...職域募金
- 行事に参加して...イベント募金

※このほか、寄付付き商品の販売(特定商品の売上の一部や企業の利益の一部を寄付する方法)や、寄付付き自動販売機の設置(自動販売機の売上の一部を寄付する方法)などがあります。また、携帯やパソコンからインターネット募金ができます。

皆さま一人ひとりのおかげで、募金運動が成り立っているんだね。



募金の流れ



地域で集めた募金は、集めた地域の福祉活動に役立てられています

- ☆子ども食堂の運営や子育てサークル活動
- ☆ひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動
- ☆障がい者の就労支援や交流活動
- ☆災害に備えた防災用品の整備など



【目標額の内訳】

募金の種類	目標額(円)
一般募金(赤い羽根募金)	364,129,000
NHK歳末たすけあい	10,540,000
歳末たすけあい募金	159,907,000
テーマ型募金	3,090,000
合計	537,666,000

寄付なのにあらかじめ目標額があるのはどうして??



共同募金は、事前に地域で必要とされている活動の資金ニーズを集約して、目標額を定めて募金を行うしくみなんだよ。そのため、地域の活動に必要な使いみちの額を、事前に決めてから寄付を募っているんだよ。これを計画募金っていうんだ。



【助成計画(使いみち)】

区分	主な事業内容	助成予定額(円)
高齢者支援のために	ひとり暮らし高齢者の引きこもりをなくすための見守り・訪問活動など	146,225,371
障がい者支援のために	障がい者の日常生活の援助や社会参加・就労を支援する活動など	47,251,030
子どもたちの支援のために	育児相談の実施や子育てサロンの設置、遊具や広場の整備など	48,183,072
生活課題の解決やまちづくりのために	子どもの貧困をなくす取り組みや災害・防犯の啓発活動など	223,667,527
災害時の支援活動のための積立金に	地震や豪雨などによる大規模災害に備えた災害等準備金の積立	16,030,000
募金活動の経費や管理費に	共同募金運動の活動費(広報費や事務費など)	56,309,000
合計		537,666,000

募金目標額のしくみ

「助成を受けたい」地域の団体や施設など
資金ニーズ



この町の目標額

- ☆子育てで孤立しがちな親子の居場所をつくりたい
- ☆免許返納で通院や買い物に行けない高齢者を支援したい
- ☆コロナ禍で生活に困っている家庭を支援したい
- ☆障がい者の送迎のために施設の福祉車輛を整備したい

コロナ禍での募金活動

共同募金運動が始まる10月1日には、各市町村の共同募金委員会が主体となり、駅や商業施設など県内各所で街頭募金活動を行います。共同募金会の関係者をはじめ、関係団体や地域の皆さまの参加により、運動開始のPRと募金の呼びかけを行います。新型コロナウイルス感染防止のため、募金箱を持たずにテーブルに置き、呼びかけは事前に収録した音声再生して行うなどの対策を講じ、皆さまが安心して参加できるように取り組んでいます。



共同募金の使いみち

例えば、地域のこのような活動にも共同募金が活用されています。



城里町社会福祉協議会

地区の公民館で高齢者と小学生の交流活動を行い、世代間交流を通じた地域のネットワークづくりや子どもの“こころ”を育む福祉教育の取り組みを支援しました。



茨城県母子寡婦福祉連合会

コロナ禍でも子どもたちが夢と希望をもって明るい学校生活を送れるように、ひとり親家庭の新入学児童を対象に文具などの学用品を支援しました。